

様式第5号（教育実習実施計画に関する書類）

教 育 実 習 等 実 施 計 画	
1	教育実習等の内容及び成績評価等
①	教育実習等の時期 〈教育実習〉4年次5～6月、または9～10月
②	教育実習等の実習期間・総時間数 〈教育実習〉中学校3週間（120時間）、高等学校2週間（60時間）
③	実習校の確保の方法 〈教育実習〉大学が指定する学校の中から、実習生が希望する実習校を選び内諾を得る。
④	実習内容 〈教育実習〉 [中学校] 3週間（120時間） 1. 授業時間総計72時間中、授業参観22時間、授業担当21時間（内研究授業2時間）、指導教諭による授業指導15時間、大学教員に研究授業指導2時間、授業準備（指導案の再確認、板書事項の点検、資料・副教材の用意、使用する情報機器の準備等）12時間 2. 学級経営（LHR、学級活動、特別支援教育）への参加15時間 3. 総合的な学習の時間、道徳への参加6時間 4. 特別活動（学校行事、部活動を含む）への参加9時間 5. 指導担当教諭による放課後の研究指導（本日の反省、次回の授業の構成、実習日誌のまとめ等）18時間 6. 自宅学習としての次回の担当授業指導案の作成 [高等学校] 2週間（60時間） 1. 授業時間総計36時間中、授業参観5時間、授業担当14時間（内研究授業2時間）、指導教諭による授業指導10時間、大学教員に研究授業指導2時間、授業準備（指導案の再確認、板書事項の点検、資料・副教材の用意、使用する情報機器の準備等）5時間 2. 学級経営（LHR、学級活動、特別支援教育）への参加8時間 3. 総合的な学習の時間への参加2時間 4. 特別活動（学校行事、部活動を含む）への参加4時間 5. 指導担当教諭による放課後の研究指導（本日の反省、次回の授業の構成、実習日誌のまとめ等）10時間 6. 自宅学習としての次回の担当授業指導案の作成
⑤	実習生に対する指導の方法 〈教育実習〉指導教員による実習校訪問、実習校指導教員並びに管理職との情報交換、研究授業参観、研究授業並びに実習全体に対する相談・指導、研究授業教科研究会への参加・協議。
⑥	実習の成績評価（評価の基準及び方法） ※ 評価項目表、評価シート等がある場合は、本計画書に添付すること。 〈教育実習〉実習校からの資料（出勤表、実習評価表）及び実習日誌、実習終了報告書等を基に、教職課程運営会議を経て、1月に評価の決定を行う。
2	事前及び事後の指導の内容等

① 時期及び時間数

〈教育実習〉計 30 時間

[事前指導]

1. 第 1 回、第 2 回：教職担当教員によるオリエンテーション（3 年次 4 月上旬）2 時間
2. 第 3 回、第 4 回：(1) 教職担当教員によるオリエンテーション（3 年次 12 月中旬）2 時間
(2) 4 年生による「教育実習」体験発表（〃）
(3) 教育委員会指導主事による講演（〃）
3. 第 5 回、第 6 回：教職担当教員によるオリエンテーション（4 年次 4 月中旬）2 時間
4. 教科に関する教科担当者による事前の個別指導（4 年次 4 月～5 月）10 時間

[事後指導]

1. 第 7 回、第 8 回：(1) 教職担当教員によるオリエンテーション（4 年次 6 月下旬）1 時間
(2) 教育実習事後報告会（〃）1 時間
2. 実習日誌並びに実習終了後レポートの作成と提出（4 年次後期、12 時間）

② 内容（具体的な指導項目）

〈教育実習〉

[事前指導]

1. 第 1 回、第 2 回：教育実習の意義（3 年）
 - (1) 教育実習の意義。教育実習に対する準備と心構え
 - (2) 教育実習校の選択と実習依頼。事前打合せの方法
 - (3) 教育実習の意味を考える（担当教員より）
 - (4) 教員採用試験への準備
2. 第 3 回、第 4 回：教育実習の準備（3 年）
 - (1) 教育実習オリエンテーションを実施するにあたって
 - (2) 教育実習の準備と心構え（担当教員より）
 - (3) 教員採用試験対策について
 - (4) 「教育実習」体験発表（4 年生）
 - (5) 「望まれる教師像」（教育委員会指導主事による講演）
3. 第 5 回・第 6 回：教育実習の実際（4 年）
 - (1) 教育実習前における準備と心構え。教育実習中の心構え。注意事項
 - (2) 教育実習後について
 - (3) 教育実習の意味を考える（担当教員より）
 - (4) 事務連絡。教員採用試験などの準備について
4. 教科に関する教科担当者による事前の個別指導（4 年）

[事後指導]

1. 第 7 回、第 8 回：教育実習事後指導（4 年）
 - (1) 今年度教育実習について
 - (2) 教育実習体験発表（一人 1 分以内でのスピーチ）
 - (3) 実習校訪問の感想、今後の活かし方（担当教員より）
 - (4) 事務連絡

③ 教育実習等におけるハラスメントの防止等に関する学生への指導（相談窓口の周知を含む）及び学内

の相談体制等について

- ・各学年春学期、秋学期のオリエンテーションにて、ハラスメント委員による相談窓口の周知。
- ・学生からの相談→各教科指導教員→教職課程主任→ハラスメント委員会→教職課程運営会議

3 教育実習に関して連絡調整等を行う委員会・協議会等（以下「委員会等」という。）

① 大学内の各学部・学科等との連絡調整を行う委員会等

- ・ 委員会等の名称
 - (1) 教職課程会議
 - (2) 教職課程運営会議
 - ・ 委員会等の構成員（役職・人数など）
 - (1) 教職課程会議：学長、副学長、文学部長、文学部学務委員長、教務部長、教職課程主任、「免許状授与の所要資格を得させるための課程認定申請書」において文部科学大臣に届けている実習校の校長（2名） 計8名
 - (2) 教職課程運営会議：文学部長、人文学科主任、文学部学務委員長、教職課程主任、文学部長が指名する下記に挙げる者 ①教科及び教科の指導法に関する科目を担当する専任教員、②教育実習を担当する専任教員 計9名
 - ・ 委員会等の運営方法
 - (1) 教職課程会議：[審議内容] ①教育課程編成に関する方針に係る事項 ②教育実習に関する重要事項 ③教育課程主任の選出に関する事項 ④その他教職課程に関する重要事項
[開催時期] ①年二回（四月、十月）②議長が必要と認めたとき
 - (2) 教職課程運営会議：[協議内容] ①教育課程編成に関する事項 ②教育実習の実施・運営・成績評価に関する事項 ③その他教職課程の運営に関する事項
[開催時期] ①年一回（一月）②議長が必要と認めたとき
- 【委員会の組織図】 理事会—経営会議—評議会—文学部教授会—執行部会議—教職課程会議—全学学務委員会—教職課程運営会議

② 大学外の関係機関（例：都道府県及び市区町村教育委員会など）との連絡調整等を行う委員会等

- ・ 委員会等の名称：埼玉県教員養成課程を有する大学との連絡協議会
 - ・ 委員会等の構成員（役職・人数など）：教職課程主任、教務課 2名
- 【委員会の組織図】 埼玉県教育委員会—教員養成課程を有する大学
- ・参加大学 52校 93名、埼玉県教育委員会 6名（市町村支援部部長、教職員採用課長、教職員採用課（4））
 - ・ 委員会等の運営方法：(1)埼玉県公立学校教員採用選考試験について（情報提供）
(2)諸連絡 ①臨時的任用教職員の募集について ②部活動インターンシップ事業

4 教育実習の受講資格

- (1) 2年次終了時までに修得すべき下記の「教育の基礎的理解に関する科目等」の単位を修得していること。（「道德教育指導論」については、中学校免許を取得する者のみ適用）
- ・教育原理（2単位、1・2年次履修、必修）、教職論（2単位、1年次履修、必修）、教育制度及び教育法規（2単位、2年次履修、必修）、教育心理学（2単位、1年次履修、必修）、特別支援を必要とする生徒理解（2単位、1・2年次履修、必修）、道德教育指導論（2単位、2年次履修、中免必修）、特別活動の指導法及び総合的な学習の時間の指導法（2単位、1・2年次履修、必修）、教育の方法及び技術（2単位、1・2年次履修、必修）、教育とICT活用（1単位、1・2年次履修、必修）、生徒指導

及び進路指導（2単位、1・2年次履修、必修）、教育相談及びカウンセリング（2単位、1・2年次履修、必修）

(2) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める下記の科目をすべて修得していること。

- ・日本国憲法（2単位、1・2年次履修、必修）、外国語コミュニケーション（2単位、1・2年次履修、必修）、体育（2単位、1・2年次履修、必修）、情報機器の操作（2単位、1・2年次履修、必修）

(3) 卒業見込み年度の学生であって、3年次秋学期末までに修得すべき下記の「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「各教科の指導法」の単位をすべて修得した者でなければ履修できない。（「教材論」「道徳教育指導論」については、中学校免許を取得する者のみ適用）

- ・教育課程論（2単位、3年次履修、必修）、国語科教育法A（2単位、3年次履修、必修）、国語科教育法B（2単位、3年次履修、必修）、書道科教育法A（2単位、3年次履修、必修）、書道科教育法B（2単位、3年次履修、必修）、社会科教育法A（2単位、3年次履修、必修）、社会科教育法B（2単位、3年次履修、必修）、地歴科教育法A（2単位、3年次履修、必修）、地歴科教育法B（2単位、3年次履修、必修）、国語科教材論A（2単位、3年次履修、中免必修）、国語科教材論B（2単位、3年次履修、中免必修）、社会・地歴科教材論A（2単位、3年次履修、中免必修）、社会・地歴科教材論B（2単位、3年次履修、中免必修）

(4) 3年次秋学期までに当該教員免許の「教科に関する専門的事項」の科目を10単位以上修得していなければ実習校での教育実習を許可しない。また、10単位以上修得していても既修得科目の成績によっては、教育実習を認めない、あるいは実習校を斡旋しないことがある。

(5) 教育実習を履修する者は、最終学年次または3年次に、採用を希望する都道府県・政令指定都市の教育委員会が実施する教員採用試験あるいは私立学校教員適性検査を受験しなければならない。

(6) 実習期間中の就職活動は禁止する。就職活動を優先する者は履修しないこと。

(7) 「教育実習（中・高）」「教育実習（高）」はいずれの場合も、事前・事後の指導の1単位を含んでいる。教育実習の単位を修得するためには、この事前・事後の指導に出席することが要件となる。

(8) 事前・事後指導等は、下記のように実施される。「教育実習」のシラバスに当該年度の日程を記載してあるので、よく読んでおくこと。

・3年生：「教育実習」事前指導（第1回～第4回）

・4年生：「教育実習」事前指導（第5回・第6回）

「教育実習」事後指導（第7回・第8回）

(9) 事前指導を1回でも欠席した場合は、「教育実習」を行うことができない。また、事後指導を欠席した場合は、実習そのものは終了していても、事前・事後指導1単位分の単位が不足となるため、「教育実習の単位」は修得できない。ただし、以下に該当するものは、事後に特別にガイダンスを受けることができる。

① 忌引・病気等のため、教育実習担当教員へ届出書又は診断書を提出し、許可を得たもの。

② 欠席事由について、交通事情等の不可抗力によるもの、あるいは公的な証明書があるもの。

5 実習校

教育実習	体験活動	学級数の合計	幼稚園0学級、小学校0学級、中学校26学級、高等学校32学級、特別支援学校0学級
○		学校名	私立跡見学園中学校・高等学校（東京都文京区大塚1-5-9） 学級数：中学20 高校18 生徒数：中学771人 高校629人
		教員数	110人（内訳）教諭62人、助教諭0人、講師46人、養護教諭2人、養護助教諭0人、栄養教諭0人

○	学校名	私立京華女子中学校・高等学校（東京都文京区 5—6—6） 学級数：中学 6 高校 14 生徒数：中学 170 人 高校 430 人
	教員数	61 人 （内訳） 教諭 34 人、 助教諭 0 人、 講師 27 人、 養護教諭 1 人、 養護助教諭 0 人、 栄養教諭 0 人

発第8号
令和6年12月6日

跡見学園女子大学
学長 小仲 信孝 殿

跡見学園中学校高等学校
校長 松井 真佐美

承 諾 書

跡見学園女子大学の教育職員免許状授与の所要資格を得させるための課程が認定された上は、本校にて教育実習を行うことについて承諾いたします。

京女発第 001 号
令和6年11月29日

跡見学園女子大学
学長 小仲 信孝 殿

京華女子中学・高等学校
校長 山中 秀樹



承 諾 書

跡見学園女子大学の教育職員免許状授与の所要資格を得させるための課程が認定された上は、本校にて教育実習を行うことについて承諾いたします。